

広島地方裁判所委員会（第39回）議事概要

第1 開催日時

平成30年2月6日（火）午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所第二会議室

第3 出席者

[委員] 阿部由貴子，今井洋，小西洋，佐々木和宏，佐藤泰造，田房英樹，
團藤丈士，寺尾昌幸，中川和思，野田和裕，山崎正数，横山繁夫（敬称
略 五十音順）

[事務担当者] 松田事務局長，清家事務局次長，野澤事務局次長，溝上民事首
席書記官，藤井総務課長，古川総務課課長補佐，神田総務課課長補佐

第4 議事（発言者：■委員長，▼委員長代理，●委員，◆説明者）

1 委員長選任

別紙第1のとおり選任された。

2 前回委員会が出された意見に対する検討，取組状況等

別紙第2のとおり報告された。

3 議事「障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組みについて」

裁判所からの基調説明の後，裁判所に実際に整備されている施設等を見学
した上で，障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組に関する意見交
換が行われた（意見交換の内容は別紙第3のとおり）。

4 次回期日及びテーマ等について

平成30年7月4日（水）午後3時から，訴訟以外の紛争解決手続の利用促
進を図るための方策について意見交換することとした。

(別紙第1)

▼：それでは、前委員長が転任し、現在、委員長が不在となっておりますので、委員長の選任に移りたいと思います。

どなたか御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

●：従前から委員長と司会は、裁判所所長がされることが慣例みたいになっていて、今回も多分そういう案が出て、そうなるんじゃないかと思いますが、今回、もしそうなるとして、異議を述べるつもりはありませんけど、裁判所としては、市民委員を委員長にして司会をやっていただくという方向性を、長期的にでもいから検討していただきたいと考えております。

その理由は、ほかの諮問機関を見ても、市民委員が委員長をするのが原則で、裁判所というのは諮問する側ですから、それが委員長と司会を兼ねるとするのは、構造的にちょっとおかしいんじゃないかという気もしております。

裁判所の方は、司会をすると、市民委員の委員の方が十分な意見を述べられないのではないかとこのことを心配されますが、実際、ほかの諮問委員会では、司会をしながらでも意見を言ったりして、そういう弊害はないというような意見もあります。私は、実際に見たわけではありませんし、ちょっとよく分かりませんが、私もそういう意見を聞きまして、どちらかと言えば、やはり市民委員がやったほうがいいんじゃないかという考えを持っております。

ほかの諮問委員会の実態も踏まえて、どうすべき、どうするのがいいのか、裁判所だけ諮問委員会を仕切っているというような批判を受けてもいけませんし、そこをちょっと検討をしていただきたいと思います。今回は、特に誰を委員長にすべきかという意見はございません。

▼：今後の方向性として御意見を述べたいと、そういうことですかね。

●：はい、そうです。

▼：では、今回の委員長について、どなたか立候補とか推薦される方とか、おられ

ますでしょうか。

- ：私の個人的な意見を申し述べさせていただきます。

私も、先ほどお話がありましたように、実際、委員長として仕切ってくださいるのは、後任の裁判所長がやられるというふうに認識しておりまして、確かに先ほどの御意見も正論といいますか、正しいのではないかと思います。私、個人的に言うのと、心の準備的に裁判所長さんにやっていただくというふうに思っておりましたので、とりあえず今回は、引き続き後任の團藤所長さんにやっていただくのがよろしいのではないかと思います。

- ▼：ほかに推薦あるいは立候補をされる方、あるいは團藤委員の御指名がありましたけれども、いかがでしょうか。

- ：ちょっと意見だけを申し上げたいと思います。

今、御推挙というか、これまでどおりということかどうかという御提案をいただきました。また、他の委員からは、ほかの諮問機関では、諮問する側と別の委員長が選任されている例もあるという御紹介もいただきました。

私の理解しているところでは、この地方裁判所委員会というのは、諮問をして答申をするということが、地方裁判所委員会規則には規定がございますものの、これまでの運用を見ておきますと、あるいは司法制度改革の一環として作られた経緯を見ておきますと、広く各界から御参画をいただきました委員の皆様方の御意見を広くお伺いをして、それを裁判所運営に参考とさせていただいて、できるだけ反映させていくと。そういう広く御意見をいただく場として運用されてまいったと思えますし、また、今後もそういう趣旨・目的に沿った運営がされるものと考えております。

そういった観点で申しますと、私が一委員としておりまして、私がかこの場で裁判所の運営についてこうするのがいいと思いますという意見を言っても、ほとんど何の意味もない話になりますので、そういった意味では、審議に貢献できない委員が1人出るだけという形になろうかというふうにも思います。

他方、先ほどの御意見の中にも紹介されておりましたように、議事進行をされる立場というのは、やはりどうしても意見が言いづらくなる。ちゃんとおっしゃっている方もいらっしゃるという御紹介もございましたが、一般的には、やはり旗色鮮明な意見を言いにくくなるというところがございます。

そういった意味では、広く委員の皆様方の御意見を承るべき立場の責任者を務めております私のほうで、皆様方の御了解がいただけるのであれば、その議事進行役を務めさせていただくというのが、この委員会の性格には、一番合っているのではないかと考えておりますので、それでいかがかなという意見を持っているということでございます。

▼：團藤委員から、引き受けというか、立候補の申し出がありましたけれども、何かほかに御意見ございますでしょうか。

▼：特に異議がないということであれば、團藤委員を委員長として選任するということがよろしいでしょうか。

▼：では、これをもって團藤委員が委員長に選任されました。

以 上

(別紙第2)

◆：前回（7月5日）開催の地裁委員会では、「法教育について」というテーマで、委員のみなさま方から、貴重な御意見を賜りました。

その御意見には、たとえば、裁判所が現在取り組んでいる裁判所見学や模擬裁判の関係などを御紹介したところ、

- ・刑事だけでなく、民事のイベントも企画してはどうか。
- ・小中学生だけではなく、高校生などにも対象を広げてはどうか。
- ・大人になっても、法律的なトラブルの解決先がよくわからないことがあるので、手続についてもっと知る機会があればよいと思う。
- ・教員研修や生徒たちへの出張授業を企画してはどうか。

その他多数の御意見をいただきました。

そこで、広島県教育委員会から御協力もいただいた上で、これまでなかった高校生に対する、裁判官による出前授業を企画しました。今御提案できるのは、刑事と裁判一般コースですが、民事テーマの企画も現在鋭意作成中です。実施は来年度からになります。初の試みであり、まだ実験的な段階ですので、少しずつ行ってみて、引いては長く続けることのできる企画に育てていきたいと考えております。

以 上

(別紙第3)

■：それでは、施設をごらんになっていただきました。ざっと歩いてみていただい
てお分かりだと思いますが、特に集中的に歩いていただきました南棟と北棟とい
うのが、昭和38年に作られて、この裁判所でも一番古い部分でもあります。施
設の古さからくる様々な制約もございますので、こういったところがどうなっ
ているんだというような御指摘も、いっぱいいただけるのではないかとともに思います。

そういった御指摘も含めて、どのような視点からでも結構でございますので、お
気付きの点、御質問、御意見をいただければと思います。どの点からでも結構です。
いかがでございましょうか。

●：この障害者の方というのは、老人の方も含め、年間あるいは月、どれくらいこ
の施設を使用されているのか、何か把握されていますでしょうか。

■：いかがですか。何か統計的に数字をとっているかどうか。

◆：誠に申し訳ございませんが、そういった統計数値のようなものは、取っておら
ず、申し出があれば、その都度対応させていただいているところです。

■：申し出の頻度はどうでしょうか。

◆：頻繁にというほどではないと思っております。

●：先ほどから設備を見させていただいて、非常に配慮された、いろいろ細かいと
ころまで配慮された設備が整っているというふうな印象を受けたんですが、実際
来られて使われるときに、やはり一人ではなくて、設備があったとしても、やは
り何か世話人といいますか、介添えの方というのは、どうされているのかなとい
うのが、ちょっと今疑問に思ったんです。

■：正面玄関の入り口のところのスロープは、お一人では多分上れないと思います。

先ほどの見学のときに説明がありましたように、まずは、守衛にアクセスをしていただければ、守衛のほうで、どの部署にどういう用務でお越しになったのかということ伺った上で、その用務先の担当者に連絡をとって、その用務先の職員が、介添えというんでしょうか、お手伝いに参るといような対応を取っていると思います。

●：ということは、その部署部署で丁寧にされているということですか。

■：そうですね。

●：担当者あるいはその部署がされるということでしょうか。

■：はい。例えば、どこそこの何号法廷ということであれば、裁判部の職員が行う、あるいは裁判部の職員がちょっと手が離せないときには、総務課の職員がそこに参る、そういった対応をとっているということです。

◆：そういった職員個々の対応がまずいと、これもよくないということですので、職員に対しては、例えば、障害者あるいは高齢者などの対応について、研修を行っています。

●：ありがとうございました。

■：ほかには、いかがでございましょうか。どんなところでも結構です。

●：一つ質問なんですけど、盲導犬も入っていいんですか。

◆：はい。盲導犬も入っていいとなっております。

●：分かりました。設備的なところでは、もう全然支障、問題ないのかなと。我々

は、不特定多数のお客様をお迎えする立場のビジネスですので、そこら辺のところは、本当に細心の配慮をして対応をしているつもりです。

御案内をしていただいた所については、非常にやはり配慮されておられるのではないのかなというふうに感じました。

- ：ありがとうございます。ただ、百貨店を見ていますと、お客様に対する情報提供というか案内が、トイレがどっちとかという表示がいろいろなところにあって、非常に分かりやすいという思いがあるんですが、そういう目線や視点でごらんになってみて、何か改善すべき点はございませんでしたでしょうか。

個人的には、例えば、呼び出しインターフォンがここにあるというのも、今日みたいに案内されてここですと言われると、ああ、なるほどインターフォンがあるのかという気持ちにはなるんですが、普通に登庁していて、あそこにインターフォンがあるというのは、教えてもらわなければ分からなかったというところもあります。

ですから、何か案内表示みたいなものを更に工夫する必要がないのかなという感想を持ちたりもしたんですが、そういった辺りで何かお気づきがございませんでしょうか。

- ：そうですね、案内サインでは、特には思わなかったんですけど、ロビーのところで、案内、守衛の方ですかね、おられるのでということをおっしゃったので、それで対応されるんだろうなというふうに思ったんですけど、我々も、目の不自由な方が、基本的には、盲導犬とか付き添いの方であるとか、そういう方がおられるのがほとんどではあるんですが、御夫婦でちょっと目の不自由な方がおられて定期的に来られる。そのときにはもう直接案内所のほうに訪ねてきていただいて、案内所のスタッフが売り場まで全てアテンドをして、最後、お見送りのところを、タクシーとか、バスとか、車とか、そういったところまでアテンドをして差し上げるというようなことはしています。でも、まれな例です。

サインということでは、そういったところについての何点か、化粧室のサインにしても、一般的にそういう多目的化粧室の御案内のサインであったりとか、そのレベルでありまして、サインということでは特段感じたことはなかったです。

私も立場的に一番気にしているのは、通常営業をしているときは、それなりに対応できるのではないかなと、対応しなければいけないのではないかなと、接客業でもありますし、思っているんですけど、地震が起こったりとか、一番怖いのは地震なんですけれども、地震が起こった際の対応、これは消防訓練を定期的に消防署の監督のもとに行っているんですけど、倒れている方であったりとか、そういった方を想定して担架で運んだりとかいうのをするんですけど、なかなか車椅子の方を、地震が起こったり火災が発生すると、エレベーター、エスカレーターは止まってしまうので、その方をほかのフロアにどういうふうに避難していただくのかというような訓練をしていかなければいけないなということで、今、消防署の担当の方とも打ち合わせをしているようなところではあります。

ですから、熊本の地震があったときに、鶴屋さんも被害を受けられたんですが、ラッキーなことに、深夜というんですか、お客様が売り場におられないときだったということもあり、ですからそういったところを想定すると、これは百貨店のみならずではないかと思うんですけども、そういったところの対応というのが、今から大きな課題になってくるのかなというふうには思っています。

■：ありがとうございました。大変貴重な御指摘をいただいたと思います。裁判所も様々な方が来庁されますので、現在は、幸か不幸か非常に古い庁舎で、来庁者が滞在されるのは多分3階までですので、まだ対応のしようがあるのかもしれませんが、仮に庁舎が将来建て替わるときには、もっと高層になってくるということもあるだろうと思いますので、そういった視点も見据えて、ちょっといろいろ考えていかなければいけない課題だなという印象を持っています。御指摘をありがとうございます。

ほかは、いかがでございましょうか。どのような点でも結構でございます。

●：個人的な感想かもしれないんですけども、身体障害者の駐車スペースというのは確かにあるんですけど、そこに辿り着くまでが、ちょっとはっきりしないので、恐らく正面玄関から車が入ってきて、恐らく東へ行けば駐車場があるのかなと思って、車を動かしていけば辿り着くとは思いますが、こちらに身障

者専用の駐車場が2台あるというのであれば、入ってきた段階である程度サインを出してあげたほうが親切な気はしますので、一番手っ取り早いのは、路面にペンキで表示するとか、あるいはこっちに行けというような簡単な案内板を付けるとかというのがあればいいかなとは思いました。確かに右に行けば、ミラーの所に身障者マークが貼ってはあったんですけど、そこまで辿り着かないと分からないような感じにはなるかなとは思います。

それから、もう一個、別の話なんですけど、もし視覚障害があつて、聴覚障害があつてというような幾つかの何重苦かの被疑者がいたときに、逮捕状を出す場合ですね。それは点訳とかいうことをしてもらえるんだらうかなというのは、ちょっと気になりましたね。

■：今ここに、裁判部の職員はいないので、それは宿題として調べておきたいと思えます。ただ、逮捕状請求時にその情報が分かっていると難しい話になるかとは思いますが、捜査機関がどの程度、逮捕者を特定して逮捕状請求をされるのかという、そことの相関関係もあるのかなとお話を伺いながらちょっと思いました。

今ここにおります者は、皆、事務局の職員ですので、裁判部の職員にそれを確認した上で、次回にでもお答えしたいと思っております。ありがとうございました。

ほかは、いかがでございましょうか。

●：先ほど見学をさせていただいて、いろんな面で行き届いた対応をされているということは、非常に敬意を表したいと思うんですけども、1点、法廷内のいろんな設備がありました。そのループ型の補聴器あるいは拡大鏡、あるいはQRコードですかね、あの読み取りリーダーというものもありましたけれども、現在はそれでいいのかなと思えますけれども、昨今、いろんな最新の話し言葉がすぐ画面に出ると、そういう機器が開発されたりすると思えますし、さらに最近ではAIということも出てくると思えますので、今の新しい技術が出れば、よりいろんな方が司法を理解できるというか、参加できるような機器は速やかに導入していただければなと思えます。

■：ありがとうございます。裁判所も一生懸命、機器関係の更新を図っていく必要があるだろうと御指摘をいただきました。予算の制約があるというのは非常に厳しいところではございますが、そういった中で、御指摘のような点も踏まえつつ機器の整備というものを図っていくという方向をしっかりと考えていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

ほかは、いかがでございますか。

●：先ほど、さまざまな環境の整備というのを見せていただいて、具体的にイメージができてありがたかったです。

1点、質問なのですが、先ほどの説明の中に、対応要領の周知ということで情報共有や集約というのを図っているというお話や、先ほど、研修も実施されていると言われておりました。やはり個々の対応というのは、それぞれで違うと思うんですけども、そういった情報共有や集約をどのような形で行われているのかというのを、もう少し具体的に教えていただければと思います。

●：配慮を求めるような事案がありましたら、必ず総務課に情報が提供されますので、総務課の者とその現場の者との間で、どういった内容の要求があるかと、要望が出ているかということを確認しております。

その後の対応についても、総務課あるいは現場の者と対応について検討をした上で実際に対応しています。それらの対応の要望と、対応をした結果については、一応こちらのほうで書面を残して、それをある程度たまったところで、関係の職員に周知をしているといったところです。

研修の関係では、28年4月から、これに特化した研修のほうも行われており、障害者だけに限らず、高齢の方なども含めた要配慮者の対応のための研修というものもあります。

それから、この対応要領について、この要領の内容について確認をするという形での職員を対象とした読み合わせ研修もしております。

●：ありがとうございます。具体的な内容を教えていただいて、まさにそういった対応のノウハウというのは、いろいろな場面で使えると思いますので、今後もそういったものを研修していただけたらと思います。ありがとうございます。

■：どうもありがとうございます。ほかは、いかがでございましょうか。

●：意見はないんですけど、ちょっと思い出したことがあって、一言。以前、家庭裁判所の委員会で、障害者の施設じゃないんですけど、やっぱりみんなで施設を見て回ったことがあったんですよね。それで私はとても感心しましたし、委員会でもそれほど意見が出なかったんです。

ところが、その後、懇親会をやりますと、お酒も入って、あと裁判所の方もおられないというのもあって、結構きついだめ出しがばんばん出まして、あれじゃだめですよって、えっ、どこがって私なんかは思ったんですけど。今日も実は、これが終わったら懇親会をやるんですけど、ここでまた新しい意見が出るのかどうか分かりませんが、これ裁判所に届きませんので、懇親会の場ではなく、ここで、これだめよという、僕は全然どこだめというところはないと思っていたんですけど、これだめというのがあったら、ぜひ遠慮なく、特に新しい方に言っていただきたいと思います。っております。

■：ありがとうございます。お気付きの点がありましたら、ぜひこの機会に、この場で言うていただくのが一番いいだろうと思います。

私ども、本当に本音ベースで、やはり対応を検討している者も、実際に対応する者も、みんな健常者ですから、自分自身の経験として、その障害者の立場に立って、全てのものが見えているのかといえ、多分絶対それはできていないんだろうと思います。

ですから、そこは健常者なりに想像力を働かせながら、多分こういうニーズがあるんじゃないか、こういう必要があるんじゃないか、こういう対応が必要なんじゃないかということで、できる範囲で様々な工夫を行ってきているというのが実情であります。したがって、視点、目線が多様化すればするほど、自らが障害者の立場

に成り代わることができなくても、より多様な視点から、あるいは着眼点から、ニーズ、必要性、対応策のアイデアというのが検討できるだろうと思います。

是非、委員の皆様には、そういった視点で、こういった点はどうなんだというような御指摘がございましたら、頂戴したいと。これは本当に裁判所の施設が古いと言われて、裁判所の人間が怒るんじゃないかという気兼ねは全く不要です。正真正銘この建物は古いですから、裁判所の人間が一番古いというのは分かっておりますので、古いものを古いと言われても、腹を立てる筋合いのものでもございませんので、是非そこらあたりは、忌憚のない御意見をいただければと思っております。

- ：見させていただいて、もう全く違和感とかないんですけど、自分が気付くというか、あえて意見を出せと言われるとこのことぐらいなんですけど、まず、この解消の推進に関する対応要領というのをちょっと見させていただくと、先ほども言われていたところがちょっと気になったんですけど、私は、研修啓発をすると、それは、適切に対応するために必要なマニュアル等を活用することにより行うものとするということになると、まずこの対応要領よりも、細分化されたマニュアルというのが活用されているということなんですよ。

そうすると、実際にその対応の品質というか、クオリティーは、そのマニュアルに書かれているのかなというふうに思うんですね。そうすると、そのマニュアルも周知徹底をされているということなんでしょうけど、周知されているのは、どう確認をされているのか。周知の仕方と、周知の測定方法、ちょっと細かくなるんですけど、何かそういうのところが気になって、実は守衛さんに聞いたかったですよ。守衛さんは、どういうふうに教育を受けているんですかと聞こうかと思ったけど、ちょっとそれはあんまり何かあれだなと思って聞かなかったんですけど、そういうところですよ。

それから、監督者の方には、新たな監督者には研修するんですかね、理解をさせることを目的として研修啓発をする。監督者以外の方はどういうふうにして周知しているのかとか、だからそんなちょっと細かいんですけど、どんなところを、具体的な方法とか図り方を教えていただければというふうに思います。

◆：私が把握している範囲でお話をさせていただきますと、先ほどありましたマニュアルとか、具体的な対応要領という形で作成されているかどうかは、確認したいと思います。

研修においては、例えば、社会福祉協議会などの方に協力をしていただいて、実際のその対応の要領を実演していただいて、また、その研修に参加した者が、実際にそれを体験するという方法で、それぞれ職員が習得をしていっているといったところはあります。

それからもう一つ、その周知の仕方、あるいは読解の関係なんですけれども、周知といえば、このペーパーを配ってしまって終わりというわけにはいきませんので、先ほどから申し上げましたように、研修なんかで、もう少しこの要領を紐解いて、きちんと職員のほうに説明をしたりということはしております。

また、全職員について、そのあたりが徹底されているかどうかというお話ですけれども、そこは確かに、どんな形で確認をしているかと言われると、確認ということとはなかなかできない。恐らく実際に対応した事例を見て、職員の対応の仕方を見ていくしかないのかなとは思っておりますけれども、今のところは、具体的なその職員への周知の状況までは、把握はできていないのかなとは思っております。

■：これは組織である以上、なかなかその情報伝達を徹底するというのは、組織の規模が大きくなればなるほど、難しくなるということになるろうかと思えます。

大体、責任のある者をまずしっかり理解をさせて、その者が部下にさらに伝えていくと。そういうカスケード方式というんでしょうか、あるいはシャンパンタワー方式というんでしょうか、そういう形を取らざるを得ないのが組織の習いだろうとは思いますが、先ほど紹介もありました読み合わせ研修のような形を活用することによって、見たよというだけで終わらせない対応をできるだけ進めるということで、それを読み込んだ人間が一人いれば、その人間が周りの人間をまた指導できると。そういう形を取りつつ、浸透をできるだけ図っていくということかなと考えております。

今回も実は予行演習のときに、守衛室に、インターフォンが鳴るかどうか、鳴ったときに守衛はどう動くんだということも、守衛さんと我々は話をしました。です

から、お聞きになっていただいても、こうなりますときっと答えられたんではないかなと思います。そういう風に、いろいろな機会を捉えて注意喚起をしていくことは、重要なんだろうとも思います。

ですから、まさにそういう様々な機会を捉えて、意識を確認していくという地道な取り組みをやっていくことになるのではないかなと思っております。

●：周知されていないとかいうことを感じているわけではありませんので。

■：いや、大事な点を御指摘いただいたと思います。我々、組織の中にいる人間は、紙を全員に撒くと、みんなが読んだはずだということで動きます。そういう傾向があります。

逆に政府機関とかは、地方組織まで入れれば非常に大きくなりますから、そういう前提でないと動けないという現実があると思います。でも、ありがたいことに、広島地方裁判所という組織は、それなりには大きいですが、国の中央官庁ほどのボリュームはございませんので、もうちょっと目配りのきいた対応が可能な規模感だろうと思っておりますので、御指摘をいただいた点も踏まえて、よりきめ細やかな対応ができるように努力をしてまいりたいと考えております。

●：ありがとうございました。

■：どうもありがとうございました。ほかは、いかがでございましょうか。

●：実際にその障害者の対応でお困りになった事例というのは、どういう事例があるんでしょうか。

■：対応に苦慮をしたというのは、十分に対応しきれなかったという例も含めて、どうですか。

◆：実際に対応した事例ですけれども、刑事事件の被告人なんですけれども、脳梗塞

を患った影響で、まず言葉を聞き取って理解をすることはできるんですけども、発話ができない。それからまた文字を書くことも、自分の名前以外はできないといったような被告人がありまして、これは非常にまいったかなとは思っております。

担当者と知恵を出し合って、まず書画カメラが備えてある法廷を使いました。その書画カメラに被告人の、刑事の場合は被告人の人定をまず最初にするんですけども、人定の確認の際、被告人は、自分の名前は書けるので、それを書画カメラで投影して確認しました。

それから、生年月日、住所、あるいは本籍などにつきましては、起訴状を示しながら間違いがないかということ、裁判官が口頭で一つ一つ確認するといった形で行いました。

あと、刑事事件では認否をとったりするわけなんですけれども、首を縦あるいは横に振る方法で意思表示をしていただいたということで、違うところがあれば、起訴状の中で違う箇所を示すように指示をしてもらおうようにして対応しました。しゃべれない、なかなか書けないということになると、非常に困ったということはありませんが、何とか対応できたのかなとは思っております。

●：ありがとうございました。これまで、逆にその障害をお持ちの方から、こんなところを改善してほしいというような申し出というのは、何かありましたか。

■：もっと便利な何かはないのかという思いは、お持ちの方はきっといらっしゃると思うんですが、やはり施設面からくる物理的あるいは予算的な制約で、やっぱり一定の限界があるわけで、先ほど御指摘になったように、もっと便利な機器は今あるわけですが、そういったものは裁判所にはないということになると思います。そういった意味では、御不満をお持ちの障害者の方もいらっしゃるかもしれませんが、なかなかそれが記録化されていないのかもしれない。

この庁舎はこういう状態なんですからそれは無理です、あるいは予算がないからそれは無理ですということで対応していたかもしれません。

今後、そういった観点からの記録化も心掛けつつ、そういった御要望のうち、工

夫によって実現できるものはないかということは、不断に検討していく必要があるのかなと思っております。貴重な御指摘をどうもありがとうございました。

- ：設備を見学して、特に問題はないと感じたのですが、やはり今の議論でありましたように、それをどういうふうに使って対応していくかというところが、課題であると感じた次第です。こうしたことを大学ではどういうふうに行っているかということも考えながら見ていたのですが、ちょっと裁判所と大学は違うところもあると思いました。裁判所だと、障害者が来られても、口頭弁論の期日に数回来るのがせいぜいですが、大学は比較的長い間、学生がずっといるということもあって、より丁寧なケアを求められ、実際そのようにやっているところです。以前には考えられなかったのですが、現在では、障害者の方のために、チューターといってサポートする人を配置して、授業ノートを代わりに取ってあげたりとか、録音をしてあげたりとか、行き来をしやすい補助してあげたりとか、そういうことは、もちろん今では当たり前のようにやるようになっており、これは、もう10年ぐらい前とは大きな違いになっております。

当大学では、そういう障害者のケアのために特別な部署を設けていて、アクセシビリティセンターという部署なのですけれども、そこに、こんな人がいるのですけれど、どのようなサポートをしたらいいでしょうかということを実際やっています。これまでの対応では、例えば、この人には期末テストのときに、もうちょっと時間をあげたほうがいいのかというアドバイスをもらったりしていました。

今日このような機会がありましたので、どんなことを大学のアクセシビリティセンターで行っているかということ、来る前にちょっと伺ってきました。大学・教育機関としてアクセシビリティセンターという部署が設置されているので、その時々の障害者ケアということにとどまらず、サポートを行う学生をアクセシビリティリーダーとして養成しているそうです。法学部とか工学部とかのそれぞれの学部の学生が、学部の授業のほかにも障害者のケアのための勉強をしたらできますよという専門のコースをつくって、そのコースを受講した人には、アクセシビリティリーダー資格1級とか2級とかというふうな級を認定しています。さらに希望者に対

しては、マイクロソフトとか富士通といった企業と合同で研修をやっているようで、より専門的なリーダーになれるような養成をしているそうです。

そういうことがなぜ必要なのかなということを考えると、やっぱり委員長が先ほどおっしゃっていたのですけれども、我々は健常者なので、いろんな対処方法があるといっても、実際、目の前の障害者がどういうことを求めているのかというのは、なかなかわからず、これまでの蓄積とかノウハウとかのマニュアルだけでは対応できないところがきっと出てきてしまうからだと思います次第です。やはり専門のリーダーのような研修を積んだ人がいて、そういう人に相談すると、よりよいサポートをしてもらえるということができるとずいぶん違ってくるのかなというようなことを、今日の施設見学と併せて感じたところでございます。

■：どうもありがとうございます。

非常に先進的な取り組みをされておられて、さすがにやっぱり教育機関だけあるなど感じましたが、そのセンターで指導に当たっておられる方というのは、大学の職員の方なんでしょうか。

●：はい。大学の職員で、センター長、教授、准教授、講師、それから学生というふうな形で、本当の一つの部局のような形になっていまして、そこで専門科目も提供しているといったところですよ。

■：ただ、まさにその障害者対応が、多分それは教育学なのか、社会学なのか、私はちょっと分かりませんが、そういう部分を専攻しておられるような教職員の方が、アクセシビリティセンターで指導しておられるということになるのですか。

●：はい。私もどういう専門の人か分からないんですけど、そこに張り付けられている専任の教員がいらっしゃるって、専門の授業科目を、その学部の垣根を超えて提供しているということになっております。

■：例えば、工学部の先生、法学部の先生が片手間でやっているというわけではな

くて、まさにそれを専攻しておられる方が、そのセンターで指導に当たっておられるということですか。

●：はい。ただ、学生のほうは、たとえば法学部の学生でも、そこに授業に出向いて、学部の授業とあわせて勉強をすることもできるということですよ。

■：それで、大学としては手足もいっぱい作れるわけですね。

●：はい。

■：なるほど。そうですか。貴重なお話をどうもありがとうございました。

裁判所で、どのくらいそういう専門家が確保できるのか、なかなか難しいところではありますが、そういう専門的な教育指導機関があるということは、非常に貴重なインフォメーションだった気がいたします。どうもありがとうございました。

ほかは、いかがでございますか。

●：すみません。ちょっとテーマとは若干趣旨が違うかもしれないんですけど、ちょっと質問なんですけど、裁判所では、障害者の方の雇用というのはされているんですか。

◆：裁判所のほうも、一定の割合で雇用することになっておりますので、雇用はしております。

●：我々も法定雇用数がありますし、それを満たすべくあれしているんですが、サービス業でなかなか難しいとはいえ、私の担当の業務のほうで、単純作業、法曹等々を含め、業務を切り離してお願いできるところはそういうふうな対応をしています。

非常に感じる場所は、モチベーション的に素晴らしい方が多いということですが、ハンディがあるにもかかわらず、挨拶であったりとか、規律であったりとか、

そういったところを本当にきちんと守ってくれ、約束を守ってくれるというふうな、先ほど委員長も言われましたように、健常者から見て、ハンディのある方の何がどう難しいのかというのはなかなか分かりにくいところだと思うんです。

それを今、弊社では、そういう仲間たちとのコミュニケーションの中で、いろいろと遠慮なく言ってもらって、従業員の設備を見直さなければいけないというところについて、なかなか今厳しい経営状況というか消費状況なので、大きな投資はできないんですけれども、例えばエレベーターを一つとってみても、客用のエレベーターには車椅子のマークがついて、低い位置にこうボタンがあるんですね。でも従業員用のエレベーターは、そこまで親切ではなく、普通に立ち位置でボタンを押すようなところになっているんですね。これ実際に車椅子でお仕事をされて、従業員用の施設を使われる方にとってみたら、なかなか届きにくいとか、あるいはそこを何とかしないといけないとか、いろいろこうテーマが浮かび上がって、バリアフリーももちろんなんですけれども、そういったところがあります。

それから、ふと思うのは、弱視の方などは、健常者から見るこの明るさ、当たり前だけれども、やっぱり弱視の方は、ちょっと暗いとやはりなかなか見えにくいということです。そこら辺のところも言いにくかったり、申し出られる方は、おられるんでしょけれど、なかなか言いにくいというようなところもあると。ただ、職場の中でのコミュニケーションで、そういうことを遠慮なくディスカッションできる人間関係になってくると、何か困ったことないのとかいうようなことでこう言ってくれることがあります。そのことが、従業員の設備のみならず、お客様への何か欠けている部分であったりとか、そういったところでヒントを得るようなことも多々ありますので、難しいマニュアルであったりとか、いろんなことも大切だろうとは思いますが、それよりも、やっぱりそのハンディを持たれた方の率直な意見であったり、困っておられることを聞き入れて、それを小さなところからでも一つずつ取り組めることが、最終的には、御来場される方、我々にとってみれば、お客様に対するそういうふうなことを何といたしますかね、問題解決につながっていくのかなというふうに思いましたので、ちょっとお伺いしました。

■：大変貴重な御意見をいただきました。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでございますか。

- ：今日も拝見させていただいて、うちとは比べものにならないと感じました。うちの場合は、もし障害者の方が来られたら、筆談とかするにして、本当に困ったら障害担当課に相談して、呼んでこようというふうにしています。

実際、相談は毎日受けていますが、なかなか障害者が来られて相談に困るという案件がないので、余り身に染みていないと思います。それに引きかえ、裁判所のほうは、しっかり十分に準備をされて、古い庁舎であるにもかかわらず、大分苦勞をしてやっけていただいているなと思いました。

その中で、口幅ったいことを言うようですが、1点言わせていただきますと、最近、対応事例が余りないのかなという、何かこう現実に合っていないというか、過去のことを書類で見た感じというふうなそんな感じが伝わってきたので、さっき委員長が、実際にやってみられてとおっしゃいましたけれども、そういう人が変わったときとかに実際にやってみるなり、メンテをしてみるなりということが必要なのかなと思いました。

研修もされていて、だから基本的には職員も知っているはずですけども、いろんな条件の方が来られたときに、実際に本番でうまくいかないといけないわけなので、準備されている設備なりを定期的にというか、人が変わったとしても対応できるみたいな格好で研修しているんだという格好にすれば、より一層といたしますか、実効性が上がるのではないかなと思います。余りできていないところの者が言うのも何なんですけど、せっかく見せていただいた感想でございます。

- ：どうもありがとうございます。確かに、私どもは範囲の広いエリアで人が動いております。私自身もこの前、赴任して来たばかりで、そういった意味では、施設のいろんな部分を見る今回の委員会はちょうどいい機会だったと思っておりますが、逆にそうもしないと、なかなか初めてのところに異動してきて、その詳細まですぐ分かるというのは難しいということ間違いなさそうだと思います。

そういった意味では、人事異動が多い組織だという自覚を持って、先ほどの情報の周知の問題とのあわせ技だと思いますが、常に周知された状態がキープできるよ

うなそういう取り組みに心掛けてまいりたいと考えております。どうもありがとうございました。

だんだん時間が押してきたわけですが、何か最後にこの点は言っておきたいというような御指摘はございますか。

●：委員長が盛んに建物が古いとおっしゃっていましたが、私はそういうふうに、そんなに古い建物というような印象を受けずに、そこらはやはり内装を変えたり、上手に使われているから、きれいなんだろうなと思います。そんなに古いという印象はありませんでした。

■：ありがとうございます。ほかはよろしゅうございましょうか。

本日は、どうも長時間、ありがとうございました。

以 上